

工事費負担金契約書

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、第1条に定める本件工事の工事費負担金について、次のとおり契約する。（以下、この契約を「本契約」という。）

第1条（工事概要）

- 本契約における本件工事は次のとおりとする。
〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇所在の〇〇に関して、甲から平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇契約の申込みがあり、乙が供給承諾した〇〇契約（以下、本件〇〇契約という。）に対し、必要な供給にかかわる所要の工事をいう。
- 本件工事の内容は別添のとおりとする。

第2条（工事費の負担）

本件工事の実施にあたり、甲は乙の託送供給等約款（平成〇〇年〇〇月〇〇日実施）に基づき、工事費負担金 金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税等相当額〇〇,〇〇〇円を含む）を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに乙に支払うものとする。

第3条（工事の着手）

乙は、甲から第2条の工事費負担金を受領後、すみやかに本件工事に着手するものとする。

第4条（工期）

乙は、甲の供給開始日までに本件工事を完成するものとする。
ただし、甲および乙は、天候、用地交渉または停電交渉の事情等によって工期を延長する場合は、その理由を明示し、甲・乙協議のうえ、本件工事完成期日を延期することができるものとする。

第5条（工事費負担金の精算）

第2条の工事費負担金は、本件工事の内容に変更等がある場合、または、工事費負担金の消費税等相当額が変更となる場合には、乙の託送供給等約款に基づき、本件工事の完成後すみやかに精算するものとし、甲または乙は差額をすみやかに相手方に支払うものとする。

第6条（設備の所有および維持管理）

本件工事により乙が施設した供給設備（以下、「本件設備」という。）は、甲の負担した金額の多少にかかわらず、すべて乙の所有とし、乙が維持管理を行うものとする。

第7条（契約の解除または変更）

- 乙が本件設備の一部または全部を施設した後に、甲の都合または甲に帰すべき事由によって、本件〇〇契約を解除または変更する場合で、本件設備の一部または全部について、それを利用して電気を使用しないときは、甲は乙が本件設備の施設に要した費用をすみやかに乙に支払うものとする。甲の都合または甲に帰すべき事由によって、本件〇〇契約を解除または変更したことにともない乙が施設した本件設備が変更または不要となる場合は、乙は必要に応じて、本件設備の撤去、工事前の状態に原状復旧または変更するものとし、甲はそれに要した費用をすみやかに乙に支払うものとする。
- 乙が実際に本件工事に着手しなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、甲はその費用をすみやかに乙に支払うものとする。

第8条（損害の賠償）

天候、用地交渉または停電交渉の事情等、乙の責めによらない理由で、本件工事の工期が遅延した場合または完成ができない場合には、乙は甲の損害について賠償の責めを負わないものとする。なお、本件工事の設計または施工に関連して生じた異例かつ重大な変更については、甲・乙協議のうえ事態の解決にあたるものとする。

第9条（その他の事項）

- 本件〇〇契約の供給開始後に、甲の都合または甲に帰すべき事由によって、本件〇〇契約の解除または変更にかかわらず、甲より本件設備の変更について申込みがあった場合は、本契約によらず、乙は工事に要する費用を別途申し受けることがあるものとする。
- 本契約に定めのない事項については、乙の託送供給等約款に基づくものとし、本契約の実施にあたり疑義を生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議し、解決する。ただし、この工事の竣工日までに託送供給等約款が変更となった場合は、変更後の託送供給等約款によるものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙が記名・押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 印

乙 印